

2019年1月11日

学校法人日本大学
理事長 田中 英壽 殿

平成30年12月21日付けの石井進常務理事からの回答文書について

日本大学教職員組合
執行委員長 後藤 範章

2018年12月6日付け「団体交渉の5度目の申し入れ書」に対する石井進常務理事からの平成30年12月21日付け回答文書（以下「回答文書」とする）を拝受しました。この回答文書の中で、石井進常務理事は、日本大学教職員組合（以下「組合」とする）からの3つの要求事項（「教職員が安心して働ける職場環境をつくりあげること」、「公益通報制度の改善と説明」、「大学上層部の責任の明確化と入学試験受験者減少への対応」）のすべてに対して団体交渉の開催を拒否し、その代わりに事務折衝という形での話し合いを行うことを提案しています。しかしながら、組合は、上記要求事項はいずれも義務的団交事項に該当するものであり、団体交渉に応じないとの回答は不当な団交拒否に該当すると考えております。組合は、2018年12月6日付け「団体交渉の5度目の申し入れ書」において理事が出席する団体交渉の開催を要求したものであり、事務折衝という形での話し合いに応じることはできません。組合の団交申し入れに対して真摯に対応するよう求めます。

以上